

令和4年第2回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和4年6月17日(金) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第74号 市道路線の認定について
議第75号 14t級除雪ドーザ購入契約の締結について
議第76号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について
- 4 出席委員(7名)

1番 渡 辺 昌 君	2番 河 村 幸 雄 君
3番 川 崎 健 二 君	4番 川 村 敏 晴 君
5番 大 滝 国 吉 君	6番 本 間 善 和 君
7番 尾 形 修 平 君	
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員(4名)

上 村 正 朗 君	富 樫 雅 男 君	高 田 晃 君	
小 杉 武 仁 君			
- 7 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聡 君
農 林 水 産 課 長	小 川 良 和 君
同 課 農 業 振 興 室 長	中 川 博 之 君
同 課 農 業 振 興 室 副 参 事	菅 井 学 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 長	伊 藤 幸 夫 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 副 参 事	白 井 信 一 君
同 課 み ら い 農 業 創 造 推 進 室 長	高 橋 和 憲 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	八 藤 後 茂 樹 君
地 域 経 済 振 興 課 長	田 中 章 穂 君
同 課 経 済 振 興 室 長	富 樫 充 君
同 課 経 済 振 興 室 副 参 事	玉 木 善 行 君
観 光 課 長	永 田 満 君
同 課 観 光 交 流 室 長	片 岡 昌 幸 君
同 課 観 光 交 流 室 主 幹	小 池 一 栄 君
建 設 課 長	須 貝 民 雄 君
同 課 整 備 室 長	小 田 康 隆 君
同 課 管 理 室 長	本 間 孝 幸 君
同 課 管 理 室 係 長	船 山 ケイ子 君
都 市 計 画 課 長	大 西 敏 君
同 課 参 事	小 野 道 康 君
同 課 建 築 住 宅 室 長	宮 村 勉 君

同課都市政策室長	風間貴志君
上下水道課長	稲垣秀和君
同課経営企画室長	林奈美君
同課工事管理室長	渡邊貴志君
荒川支所産業建設課長	渡邊修君
神林支所産業建設課長	斎藤雄一君
朝日支所産業建設課長	鈴木健次君
山北支所産業建設課長	小田和弘君

10 議会事務局職員

局長	内山治夫
書記	中山航

(午前10時00分)

委員長(尾形修平君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第74号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長(建設課長 須貝民雄君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設課長 それでは、議第74号 市道路線の認定についてのご説明をさせていただきます。本案は、村上市山辺里と下相川地内において、法定外公共物として国から譲与を受けていた道路用地について、市道路線の認定をお願いするものである。なお、市道路線認定における起終点位置、幅員、延長については、議件書の別記に記載のとおり、幅員が5.4メートルから5.5メートルで、延長が50.1メートルとなっている。次に、議件書の市道路線認定説明図を御覧ください。今回認定をお願いいたす路線は説明図に示す箇所となるが、袋状の道路で、市道山辺里26号線側を起点とし、説明図右方向の道路奥側の民地境界を終点とする路線となっている。なお、図面の黒丸位置が起点であり、矢印位置が終点となる。説明については以上である。

(質疑)

尾形委員長 では、私から1点、この路線、私もよく知っているのだけれども、まだ舗装もされていないし、側溝も入っていないと思うのだけれども、それでも市道に認定になるのか。

建設課長 こちらのほうは土地の全てが法定外公共物で、市が所有する土地になっていて、市のほうで持っている市道認定基準については、道路管理者が整備するもの以外を認定する基準になっている。私どものほうでは、こちら認定後、道路施設として側溝だとか舗装のほうも不足をしているので、整備の検討を進めてまいりたいと考えている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第74号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第75号 14 t 級除雪ドーザ購入契約の締結についてを議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長

議第75号 14 t 級除雪ドーザ購入契約の締結についてのご説明を申し上げます。本案は、令和4年4月14日に指名競争入札により落札決定いたしました14トン級除雪ドーザについての購入契約を本契約とするため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって議会のご議決をお願いするものである。契約額は2,397万8,727円、契約の相手方だが、コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニーと仮契約をいたしている。内容についてご説明をいたす。資料2を御覧ください。概要についてだが、今回、除雪機械の老朽化に伴い、除雪ドーザ、14トン級、車輪式、作業装置はマルチプラウに交換するもので、数量は1台になる。性能諸元と主要装備については記載のとおりであるので、御覧をいただきたいと思う。また、次の資料3に参考写真を添付してあるので、併せて御覧をいただきたいと思う。なお、定例会の提案理由の説明の際にもご説明をさせていただいたが、仮契約締結以降、世界的な半導体不足が除雪機械製造へ与える影響が大きくなっており、納入時期の変更があり得る状況になっている。その場合については、代替車両の確保により、除雪体制に影響が生じないように対応してまいりたいと考えている。以上である。よろしく御願います。

(質 疑)

河村 幸雄

指名競争入札の指名業者についてであるけれども、地元村上市内の自動車整備販売業者は指名に入ることはできないのだろうか。

副 市 長

それでは、私のほうからこの質問についてはお答えをさせていただく。入札契約手続運営委員会に参加している、その立場から申し上げたいと思う。今回に限らずであるけれども、入札参加登録があつて、確実な履行を担保するという意味で技術的適性に指名実績等を加味して指名業者を選定しているということで、結果的には今回市内の業者の指名はなかったということである。参加資格を有する市内業者はあるというふうには聞いているけれども、今申し上げた理由から、今回は参加というか、指名がなかったということになるけれども、可能であれば今後市内業者を指名したいというふうにも考えているので、いずれにしても、今申し上げたような今後の確実な履行ということをしつかりと確認した上で、それを前提にしながら検討してまいりたいということでお答えを申し上げたいというふうに思う。以上だ。

河村 幸雄

このたびはリース契約ではなく、リースとなるとちょっと難しいこともある中で、買取りだから可能ではないかと地元の方に進めていっていただきたい。または、合併前なんかは朝日地区等では除雪車、スクールバス等は地元業者で入札をしていた、そういう流れもあるものだから、地元業者を使っただきたいということでお聞きした。それと、今物価高の中であり、価格的には前回購入時とこのたびの購入価

- 格というのはどのくらいの差があるのだろうか。
- 建設 課長 14トンの同様のものでいくと、ちょっと機械のタイプが若干違うのだが、平成30年に、14トン級の作業装置がサイドスライドアングリングプラウという、今回購入するタイプと違う作業装置がついたものになるが、この際もコマツのほうから購入をしていて、その際の契約額については1,799万6,390円となっている。この際の落札率についてなのだが、67.5%、今回は議案書にお示ししたとおりの金額になっていて、落札率は85.5%。作業装置が違うので、同様の比較はちょっと難しい部分もあるが、そういう結果になっている。
- 河村 幸雄 それだけの差があるということである。買取りとリース価格だとどのくらいの差があるかというのは、数字は結構であるけれども、トータルでは相当な経費がかかるということが考えられるので、この場合の購入はリース契約ではなく、買取りということも今後、考えてもらえるのか、お聞きしたいのだけれども。
- 副 市 長 今、委員おっしゃるように、やはりリース契約となると、いわゆる金利等もあるわけであるので、当然トータルコストとしては高くなるということになると思う。したがって、平成27年以降、毎年、いただける予算の範囲内ではあるけれども、購入のほうに切り替えながら全体の出費を抑えるという、そんな考え方の下に進めているので、今後ともそのような考え方をもちながら、さっきおっしゃった市内業者も含めて検討して進めていきたいというふうに思う。以上だ。
- 河村 幸雄 よろしく願います。
- 川村 敏晴 国県の補助金の関係で、リース活用する場合は国県の補助がないものについて、よく市独自で組むような話も聞くことができるのだけれども、その辺の関係は、リース活用と国の補助金の関係というのは明確に使い分けはされているのだろうか。
- 建設 課長 今現在、車両をまず購入する際には、一つ財源として国のほうの社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金というのがあって、そちらをまず活用して購入をさせていただいている。そして、国の措置率以外の残りの部分については、過疎債など充当する形で購入している。また、最近だと緊急自然災害防止対策事業債というものが制度化、令和元年度に創設をされて、こちらの事業期間が令和7年度まで活用が可能と。そして、こちらのほうの充当率が100%で元利償還金に対する交付税措置率が70%という起債制度があるので、こちらを活用させてもらって、購入は進めている。そして、リースの車両についてなのだが、リースの車両についても国の交付金の充当は可能ではあるのだが、交付金自体が除雪の関係以外にも建設関係の道路整備に関するものだとか、そういったものも含んで、総枠の中でなかなか除雪のほうに回せる交付金の額が少ない、または配分が少ない、そういった状況になっているので、現在のところ除雪に関していただいている交付金については消雪施設の整備だとか、あとは除排雪委託料という、そちらのほうの経費に充当する部分が精いっぱいのような、そんな状況になっている。
- 川村 敏晴 よく分かった。今回の除雪車両に限らないことなので、答弁はいいと思うのだが、リースは経費がかかるというふうな捉え方が結構ご意見としては多いのだけれども、民間リースを捉えて考えれば、今残価設定型のリース、マイカーだとかいろいろあるし、そこは交渉だろうと思うのだ。市の100%財源でやらなければならないようなときは、初年度で全額払うというのも非常に厳しいだろうし、5年後、数年後に買取り価格の希望価格が読みづらいような車両もあるのだろうし、その辺やはり交渉術を使って、前もってリース価格から5年後、リースアップするときの残価を

しっかり引いた形でリース料を設定するというふうな、これは交渉術だと思うのだが、そういう活用も十分検討していただろうと私自身は思っているのだけれども、ぜひそういうものも柔軟に捉えていってほしいなと思う。以上だ。

渡辺 昌
建設 課長

これは、配置される場所って決まっているのだろうか。
配置の場所になるが、こちらの14トンについては朝日地区に配備の予定になっている。

渡辺 昌

素人の考えなので申し訳ないのだけれども、この後に出てくる11トン車と今回の14トン車の性能というのはどれだけの性能があるのか、その辺の違いを教えてください。

建設 課長

性能というお話だが、まず車両の重量が大きいということで、それだけ車両のエンジンの出力というか、そういったものが高い。そして、作業装置についても大きいということで、道路幅員の広いような道路の除排雪に使用されるものになるので、それだけ広い箇所であっても、効率的に作業を進められるというふうに思う。また、こちらのほうの14トン、マルチプラウという作業装置があって、11トンについても同様の装置になっているが、作業装置の中心を境に左右で様々な可動の動きができるという特殊なタイプの作業装置になっていて、そういうものを活用する中で、より効率的に除排雪ができるというものであるというものである。

渡辺 昌
建設 課長
本間 善和

今まで配置されていたものと同規模ということによろしいのだろうか。

こちらの14トンについては、11トンから14トンへの切替えになる。

課長、今村上市で管理している除雪のドーザって何台ぐらいあるのか。トン数別に分かればいいのだけれども、全体でもいい。台数だ。

建設 課長
本間 善和

除雪車の台数になるが、保有とリースと借り上げと、それぞれ3つで。

保有のやつだけでも。

建設 課長

保有でよろしいか。保有については、車道用が19台、歩道用が12台、融雪剤の散布車が2台、計33台保有している。

本間 善和

今回、次の議題にも関係するのだけれども、除雪のドーザというのは、耐用年数というのはどのぐらいの年数で入替え、更新していくというふうに考えているのか。

建設 課長

耐用年数という明確な数字はないというふうに認識をしている。ただ、それぞれの車両の稼働した時間だとか使用環境、そういったもので、何年使用したら限界を迎えるかというものもちょっと明確なところではないが、参考までに最近の、近年の除雪ドーザやローダーの更新の例でいくと、更新元の車両の稼働年数が21年から27年たったものについて除雪車の馬力低下また故障の発生の頻度、そういったものを状況を見ながら更新のタイミングを判断をしているというところである。

本間 善和

もう一点、今回納期が11月の22日と、たしかそのぐらいの、次の議題もそうなのだけれども、先ほどの説明でも、社会情勢でちょっと延びる可能性も考えられるということなのだけれども、延びた場合の代替というのはどんな体制で、代替を誰が用意して、その経費は誰が支出するという格好になるのだろうか。

建設 課長

まず、こちらの14トンについては、元が11トンで市の保有機だったもので、その保有機を継続使用するということで対応したい。それ以外のリース切れに伴って今回購入する、次の案件の部分もあるが、それについては再リースだとか、あとはレンタルだとか、そういうもので代替機を用意したいということで、今メーカーさんだとかに調査をかけて、準備を進めているところである。そして、また代替車両にかかる経費になるが、今回納期の遅れについては、半導体需要の逼迫によって納期が遅

れそうだという、そういう話であるので、業者さんの、要は受注者の責めに帰するような案件ではないというふうに考えている。なので、市のほうで、また次の議会にはなるかと思うが、必要な経費については計上を検討してまいりたいと考えている。

本間 善和 副市長、ちょっといいか。今の答弁の中で、非常にこれ重要なところだと思うのだ、経費の問題については。業者が持つのか、工期的なルーズによって遅れたのか、社会的な情勢によって遅れたのか、その判断が市のほうの判断によるという今の答弁なので、非常にこれは重要なところなので、万が一そんなことなければいいのだけれども、あった場合については、やはり公正な判断をひとつお願いしたいと思っているが、いかがか。

副市長 まずは、納期遅れについては、世界的なこういった状況を鑑みてというふうな今の課長の答弁にあるけれども、できるだけやっぱり除雪には支障を来さないように、今申し上げたような考え方の下に進めさせていただきたいというふうに思う。その上で、新たにかかる経費については、一応今課長が答弁申し上げたような基本的な考え方を持っているけれども、改めて議会に提案申し上げながら、皆様方のご意見を尊重しつつ、ご理解をいただけるように、私のほうとしても努力をしていきたいと思うし、市長にもそのことをしっかりとお伝えしていきたいというふうに思う。

渡辺 昌 すみません。先ほど朝日地区のものを11トン級から14トン級にすると説明したのだけれども、その理由について教えてください。

建設 課長 こちらの14トン級については、朝日支所に確認したり、また除排雪受託をしている業者の方だとか、そういった方の意見を参考に、大型化して効率化を図ろうということ判断して、14トン級のほうに変更させてもらっている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第75号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第76号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結についてを議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長 それでは、議第76号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結についてのご説明を申し上げます。本案は、令和4年4月14日に指名競争入札により落札決定いたしました11トン級除雪ドーザについての購入契約を本契約とするため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって議会のご議決をお願いするものである。契約額は5,768万181円、契約の相手方だが、コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニーと仮契約をいたしている。内容についてご説明をいたす。資料2を御覧ください。概要についてだが、今回、除雪機械のリース満了に伴い、除雪ドーザ、11トン級、車輪式、作業装置はマルチプラウを3台購入するものだ。性能諸元と主要装備については記

載のとおりである。また、次のページの資料3に参考写真を添付してあるので、併せて御覧をいただきたいと思う。なお、本案についても、議第75号と同様の理由で納入時期の変更があり得る状況となっている。以上である。よろしくお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第76号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された議案の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（尾形修平君）閉会を宣する。

(午前10時24分)